

理事・監事様  
評議員様  
都道府県中学校体育連盟会長様  
特別賛助会員・協賛会社各位

公益財団法人  
日本中学校体育連盟

## シンボルマークの商標登録及び管理について（通知）

このことについて、平成4年1月1日より「(公財)日本中学校体育連盟シンボルマーク使用権許諾契約要綱」を施行し、(公財)日本中学校体育連盟シンボルマークの使用にあたっては遺漏のないようお願いしてまいりました。

シンボルマーク商標登録(番号2704218)を平成27年4月に再登録いたしました。各位におかれましては、下記の要点をご理解の上、ご使用くださるよう通知いたします。

### 記

#### 1. 通知の主旨

(公財)日本中学校体育連盟シンボルマーク使用権許諾契約要綱及び商標登録によるシンボルマーク使用上の事故を防止するため。

#### 2. シンボルマーク使用者の範囲と期間

(1)(公財)日本中学校体育連盟シンボルマーク使用権許諾契約者で申請・許可の範囲内とし、現在の使用許諾者は、菅公学生服(株)5年間、大塚製薬(株)1年間の2社。

(2)(公財)日本中学校体育連盟が主催する事業で、その事業の実行委員会が所属する都道府県中学校体育連盟会長が「マーク」使用の許可申請をし、会長が許可したものの、この「マーク」使用の期間は、その事業の実施期間に限る臨時的なものとする。

(3)(公財)日本中学校体育連盟が事業を推進するにあたり、特別に委託者を選定し、「マーク」使用の許可をしたもの。

#### 3. シンボルマーク使用者の特例

次の場合には「マーク」の使用を特別に許可する。

( 1 ) 報道機関が報道を目的として使用する場合。

( 2 ) ( 公財 ) 日本中学校体育連盟が「 ( 公財 ) 日本中学校体育連盟体育用品推薦要綱」により推薦した ( 公財 ) 日本中学校体育連盟特別賛助会員が推薦状の写し等を印刷する場合。

この場合は、 ( 公財 ) 日本中学校体育連盟の許可を必要とする。

#### 4 . シンボルマーク使用の禁止

前記 2 及び 3 以外の場合、シンボルマークの使用を禁止する。

#### 5 . シンボルマーク使用の事故防止

この規定に従ってシンボルマーク使用の事故防止に努め、事故処理については ( 公財 ) 日本中学校体育連盟常務理事会が、その解決の任にあたる。

## 《 シンボルマーク 》

